

平成23年度当初予算調製方針

1 当初予算調製にあたっての背景

- (1) 平成23年度は、「県民しあわせプラン」の総仕上げとして同プランに掲げるめざすべき社会像の実現に向けた「第三次戦略計画（仮称）」のスタートの年となります。
- また、県内の厳しい雇用経済情勢に対応するため、平成23年度においても、平成21、22年度に引き続き、効果的な雇用経済対策に取り組む必要があります。
- (2) 国においては、平成23年度予算について、「新成長戦略」の目標とする経済成長や国民生活の質の向上を実現するため、歳出の大枠約71兆円の範囲内で新たな政策効果の高い政策に重点配分することとし、その財源確保のためにムダづかいの根絶の徹底や不要不急な事務事業の大胆な見直しを行うこととしています。
- 一方、地方財政に関しては、社会保障費の自然増に対応する地方財源の確保を含め、一般財源総額について、実質的に平成22年度の水準を下回らないよう確保する要求がなされています。
- (3) 本県の平成23年度の財政見通しは、歳入面では、県内経済に回復の兆しがみられるものの、県税収入に多くを期待することは困難な状況にあります。
- また、歳出面では、社会保障関係経費や公債費の増嵩が見込まれることから、県財政を巡る状況はさらに一段と厳しくなっています。
- さらに、財政調整基金等の基金残高についても底を尽きつつあることから、財源確保に向けた幅広い取組が必要となっています。
- (4) 平成23年度の予算編成にあたっては、このような県財政を取り巻く状況を踏まえ、限られた財源を重点的・効率的に配分していく必要があります。

2 当初予算調製の基本的な考え方

- (1) 平成23年度当初予算は、「県民しあわせプラン・第三次戦略計画（仮称）」のスタートの年として、第二次戦略計画の取組の成果と課題を検証するとともに、時代環境の変化などを見極めつつ、限られた行政経営資源で最大の効果が得られるよう、「選択と集中」をより一層進め、メリハリのある予算とします。
- (2) 県内の雇用経済情勢に的確に対応するとともに、国の経済対策に連動した対応も適切に行います。
- (3) 厳しい財政状況のもと、将来にわたって持続可能な財政運営を確立するために、国の予算編成などに留意するとともに、引き続き、総人件費の抑制や事務事業の抜本的な見直しを行うなど、簡素で効率的な財政運営に取り組んでいきます。
また、厳しい財政状況においても、公共サービスの水準の維持、質の向上をめざしていくために、「文化力」に基づく政策を「新しい時代の公」にふさわしい進め方で展開する「質の行政改革」に引き続き取り組みます。
- (4) 国の予算や地方財政計画等が未確定な段階にあることから、これらの動向を見極めつつ、今後必要に応じて、所要の対応を行っていきます。
- (5) なお、来春に統一地方選挙を控えていることから、「骨格的予算」も視野に入れ、予算編成を行っていきます。

平成 23 年度当初予算編成を取り巻く情勢

1 国の動向

(1) 平成 23 年度予算の概算要求組替え基準について (H22.7.27 閣議決定)

① 『平成 23 年度予算は、「新成長戦略」を着実に推進し、元気な日本を復活させるために極めて重要な予算である。配分割合が固定化している予算配分を省庁を超えて大胆に組み替えることで、財政規律を維持しつつ、国民目線・国益に立脚した予算構造に改め、「新成長戦略」の目標とする経済成長や国民生活の質の向上を実現しなければならない。そのためにはムダづかいの根絶の徹底や不要不急な事務事業の大胆な見直しにより、新たな政策・効果の高い政策に重点配分する財源を確保することが必要である。』

② 『地方交付税交付金及び地方特例交付金（「地方交付税交付金等」という。）の合計額については、「財政運営戦略」に定める『中期財政フレーム』との整合性に留意しつつ、要求する。』

※財政運営戦略 (H22.6.22 閣議決定)

『地方歳出についても国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、上記期間中、平成 22 年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。』（上記期間とは平成 23 年度～平成 25 年度）

(2) 平成 23 年度地方財政収支の 8 月仮試算【概算要求時】

2 本県の財政状況

(1) 一般財源収入の推移

(単位：億円)

	H18	H19	H20	H21	H22 当初
地方税	2,409	2,736	2,674	2,094	2,005
地方譲与税	357	37	34	128	219
地方交付税	1,367	1,242	1,224	1,288	1,300
臨時財政対策債	220	199	242	489	745
その他	360	367	372	381	359
計	4,713	4,581	4,546	4,380	4,628

※H18～20 年度は決算額、H21 年度は決算見込額、H22 年度は当初予算額

※その他とは、「地方消費税清算金」「地方特例交付金」「交通安全対策特別交付金」をいう。

(2) 財政調整のための基金残高

平成 22 年度 9 月末残高①	2 6 億円
平成 21 年度 9 月末残高②	4 5 億円
差引き (①-②)	<u>▲1 9 億円</u>
※平成 22 年度当初予算における繰入額	1 0 2 億円

(3) 平成 23 年度予算要求基準等について (一般財源ベース)

歳入見込 (単位: 億円)

歳入項目	H 2 3 見込み	H 2 2 予算
県税+地方交付税+臨時財政対策債+地方譲与税など	4, 6 9 8	4, 6 2 8
その他 (財政調整基金等や宝くじ収入等)	3 7 2	4 2 0
計	5, 0 7 0	5, 0 4 8

} 8月仮試算における「一般財源」に
関連する歳入

} 国交付金、退職手
当債の減など

予算要求基準

	H 2 3 要求基準	H 2 2 予算
公債費	所要額	9 6 7
人件費	所要額	2, 0 4 9
税収関連交付金等	所要額	6 4 6
扶助費等社会保障	所要額	6 5 6
緊急雇用経済対策	所要額	1 7
重点的な取組	所要額	1 0 3
施策別財源配分経費	H 2 2 × 95%	3 1 4
※個別検討項目	H 2 2 同額以内	9 7
※大規模臨時	所要額	6 9
※繰出金等	所要額	1 3 1
計	5, 0 7 0 + α	5, 0 4 8

} 4,318 億円

} 731 億円

※四捨五入しているため合計は一致しない

- 個別検討項目とは、私学振興補助金、高等学校運営費等、商工会議所等への人件費支援等
- 大規模臨時とは、例えば庁舎整備など臨時的かつ大規模な経費のこと
- 繰出金等とは、特別会計、企業会計等への繰出金、負担金、補助金等

平成23年度地方財政収支の8月仮試算【概算要求時】

(単位:兆円)

区分	22年度	兆円	23年度		特記事項
			増減	伸び率(%)	
(歳出)					
給与関係経費	21.7	兆円	21.2	△ 0.5	△ 2.4
退職手当以外	19.4	兆円	19.0	△ 0.4	△ 2.0
退職手当	2.3	兆円	2.2	△ 0.1	△ 5.3
一般行政経費	29.4	兆円	31.4	2.0	6.7
補助	14.4	兆円	15.2	0.8	5.4
単独	13.8	兆円	15.0	1.2	8.3
国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	1.2	兆円	1.2	0.0	5.0
地域活性化 ・雇用等臨時特例費	1.0	兆円	0.0	△ 1.0	皆減
地方再生対策費	0.4	兆円	0.4	0.0	0.0
投資的経費	11.9	兆円	11.8	△ 0.1	△ 0.5
直轄・補助	5.0	兆円	5.0	△ 0.0	△ 1.0
単独	6.9	兆円	6.9	△ 0.0	△ 0.2
その他	17.7	兆円	17.5	△ 0.2	△ 1.0
一般歳出計	66.3	兆円	66.7	0.4	0.6
計	82.1	兆円	82.4	0.3	0.3
(歳入)					
地方税等	34.4	兆円	34.8	0.4	1.2
地方税	32.5	兆円	32.9	0.4	1.3
地方譲与税	1.9	兆円	1.9	0.0	0.1
地方特例交付金	0.4	兆円	0.2	△ 0.2	△ 38.4
地方交付税	16.9	兆円	16.9	△ 0.0	△ 0.2
国庫支出金	11.6	兆円	11.9	0.3	3.2
地方債	13.5	兆円	13.1	△ 0.4	△ 2.8
うち臨時財政対策債	7.7	兆円	7.5	△ 0.2	△ 2.8
その他	5.4	兆円	5.4	0.0	0.0
「一般財源」	59.4	兆円	59.4	0.0	0.0
(水準超経費除き)「一般財源」	58.8	兆円	58.8	0.0	0.0
計	82.1	兆円	82.4	0.3	0.3

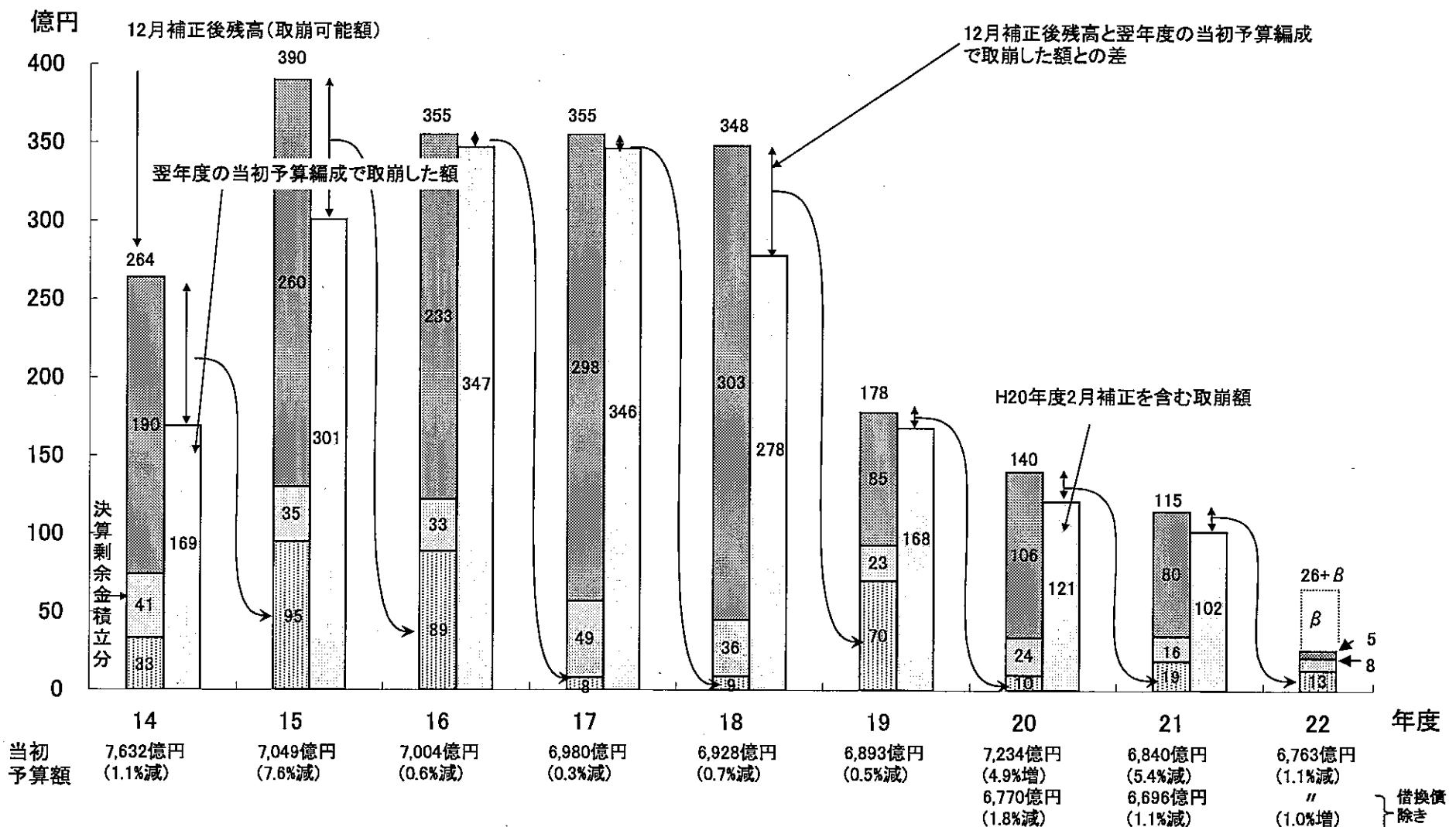
注) 1 「概算要求組替え基準」、「財政運営戦略」等を前提とした仮置きの計数である。

2 地方財政対策等に關し、仮試算の過程において見込まれた財源不足の補てんについての考え方等については「平成23年度地方交付税の概算要求の概要」とおりである。

3 「一般財源」は、地方税等、地方特例交付金、地方交付税、臨時財政対策債の合計額である。

4 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、伸び率が一致しない場合がある。

財政調整のための基金における残高と取崩の状況



平成23年度当初予算要求に当たっての基本的事項について

平成23年度当初予算の編成は、「平成23年度当初予算調製方針」に示した考え方に基づき、具体的には下記の事項に留意して見積書の作成を行ってください。

記

第1 基本的事項

(予算の性格)

- 1 予算は、「骨格的予算」も視野に入れ、編成する方針であるが、要求にあたっては、「年間総合予算」として編成する場合の所要額を要求すること。

(県政戦略会議)

- 2 重要な施策・事業の重点化、優先順位付け等については、県政戦略会議において審議し、決定する。

特に、平成23年度における審議、決定にあたっては、現下の財政事情を共通認識したうえで、適切に行うものとすること。

(予算要求基準)

- 3 より県民の満足が得られる行政サービスを提供するため、県庁内の分権化を引き続き進めるとともに、事業評価を踏まえ、平成23年度の目標を明確化し、その目標達成に最も効果的な事業を、各部局の権限と責任において組み立て執行することとする。

また、各種施策について、客観的な視点で徹底的な見直しを行うとともに、その緊急性・優先度を検討のうえ、施策の重点化と効率化に努めることとする。

これらを踏まえて、予算要求基準については、以下のとおりとする。

(1) 義務的な経費（人件費、社会保障関係経費、公債費等）については、積算根拠を十分精査した上で、必要な経費を適切に見積ること。

(2) 現下の厳しい経済雇用情勢に鑑み、本県としての緊急雇用経済対策を引き続き切れ目なく推進していくために、「緊急雇用経済対策枠」を設け、予算要求できることとする。

「緊急雇用経済対策枠」は、必要性・緊急性や後年度の負担を十分精査した上で、必要な経費を適切に見積もること。

(3) 新しい重点的な取組については、第三次戦略計画（仮称）において、重要なかつ緊急に対処すべき課題に行政経営資源を重点的に投入する「重点事業」と、多様な主体の参画のもと、多様な絆の維持・再生を進めることにより、地域の活力や魅力の向上をはかり、活気があり、安全で安心して住み続けられる地域を創造するため、より効果的に地域課題の解決を図る取組である「美し国の絆プログラム」の二つのしくみを考えている。

第三次戦略計画（仮称）中間案の作成に向けて整理を進めている重点的な取組により対応すべき課題を踏まえ、取組内容を厳しく精査のうえ、予算要求すること。

なお、予算編成過程において、新しい重点的な取組経費と下記（4）施策別財源配分経費との間で総合調整を行う場合もあるので、留意されたい。

(4) 施策別財源配分経費については、各部局へ施策別に、平成22年度当初予算額の95%（一般財源ベース）を配分するので、配分された合計額の範囲内で各施策への配分額を調整したうえ、各事業に割り当てて予算要求すること。

また、公共事業については、公共事業総合推進本部へ平成22年度当初予算額の95%（一般財源ベース）を配分するので、公共事業総合推進本部から配分された財源を各部において事業毎に割り当てて、予算要求すること。

なお、施策別財源配分経費を各事業へ割り当てる際は、いわゆる「薄まき」することなく、「選択と集中」により真に必要な事業に適切に割り振ることとすること。

(5) 大規模臨時の経費等については、必要性・緊急性などの検証を徹底して行うとともに、全体計画など後年度の負担を十分精査した上で、必要な経費を適切に見積ること。また、継続中の事業については、経費の節減、事業費の年度間調整などに努めること。

(6) 平成22年度予算の施策別財源配分経費で、12月補正予算までに事業の効率的な執行等により節減を行った額については、その全額を上記(4)施策別財源配分経費に加えることができるものとする。

(成果目標の明確化)

4 予算の要求にあたっては、目標数値、達成期間、事業のスケジュール等を明確にするとともに、サンセット方式（終期の設定）の導入に努めること。

(主担当部局との調整)

5 予算の要求にあたっては、あらかじめ各施策や新しい重点的な取組の要求内容をそれぞれの主担当部局へ報告し、必要な調整を行ったうえで、見積書を提出すること。

(美し国おこし・三重の推進)

- 6 「文化力立県」の実現に向けて、先導的な取組である「美し国おこし・三重」を積極的に推進するために、県推進本部を中心に各部局が連携・協力して、自立・持続可能な地域づくりにつながる関連事業に、総合的・効果的に取り組むこと。

(東紀州対策局との協議)

- 7 東紀州地域に関する事業については、あらかじめ政策部東紀州対策局と十分協議し、調整を図ったうえで、予算要求すること。

(事務事業の見直し等)

- 8 以下の事項について、特に留意して徹底した事務事業の見直し等に努めること。
- (1) 全体最適の観点から、施策目標を達成し、住民満足度の向上を図るために、どのような業務プロセスによって行政サービスを提供したらよいのかを、ゼロベースで抜本的に見直すこと。
- (2) 事務事業の見直しにあたっては、施策、基本事業の成果達成の観点、事業の有効性・必要性や効果などのあらゆる視点から評価を行い、大胆なスクラップ・アンド・ビルトを進めること。特に、事業進度が著しく不良な事業あるいは効果が認められないと判断される事業については、事業の廃止・見直しの検討を行うこと。
新規事業については、新規事務事業シートに基づき、新規事業の必要性や効果、発生するコスト等について十分検討し、その事前評価結果を明らかにすること。
- (3) 事務事業の負担区分の適正化については、「県の担う領域の判断基準」に基づき、行政が担う領域を明確にし、さらに「補完性の原理」により真に県が行うべき分野を明確にすること。
また、これまで県が行ってきた事業についても、他の主体で実施できないか検討し、さらには、他の主体で事業が実施できるような制度改正をめざすなど、県の果たす役割及び他の主体との役割分担について検討・見直しを行うこと。
- (4) 全ての事業について例外なく見直し、廃止・縮小可能な事業と充実・強化すべき事業とを十分見極めながら、必要性、緊急性、効果等の観点から相対評価による優先順位を付することにより、より一層の選択と集中を図っていくこと。
事業選択にあたっては発生主義会計の発想により、当該資産・負債等を含む生涯コストを考慮すること。また、他の代替手段との比較考量も行うこと。
- (5) 監査委員による監査結果及び意見や包括外部監査結果、前年度決算の状況等を踏まえ、的確に対応すること。

(6) 投資的経費の重点化、コスト縮減

① 投資の重点化

事業の緊急性・優先度や投資効果等を十分に検討するとともに、事業実施後の成果についても十分な評価を行い、県民ニーズに基づいたより一層の投資の重点化を図ること。

② 公共工事のコスト縮減

公共工事については、引き続き効率的・効果的な執行に努め、コストの縮減対策に取り組んでいくこと。

(7) 情報・電算システムについては、利用状況を厳しく精査し、有効性に乏しいシステムは廃止、統合を行うとともに、維持管理経費についても入札・契約方法の見直しにより縮減に努めること。

特に、新規開発にあたっては、既存システムとの整合性、運用経費も含めた費用対効果等について徹底的な検証を行ったうえで、必要最小限度で見積ること。

(8) 負担の公正を確保するため、税で賄うべきサービスか、受益者の負担で賄うべきサービスかについて十分検討のうえ、応益負担の原則に基づき、受益者負担の適正化に努めること。

(9) 県有施設の管理運営については、その運営方法等を根本から見直し、費用対効果の観点から、効率的・効果的な運営に努めること。

県有施設の管理運営の効率化を図るため、個々の施設の実情に応じて、指定管理者制度など、より効率的な管理運営方法を検討すること。

(10) 民間等に民営化・外部委託化することにより、住民サービスの向上、行政の簡素・合理化が図られるものについては、「外部委託に係るガイドライン」に基づき、積極的な導入に努めること。

なお、継続して委託を行っているものについては、委託先、委託業務の内容、委託の効果等について厳しく見直しを行い、効率化に努めること。

(11) 総人件費の抑制

① 給与費の抑制

「みえ政策評価システム」による評価に基づき、事務事業遂行上の人員配置を精査したうえで、人件費の縮減等に努めること。

また、引き続き適正な定員管理に努めるとともに、給与費全体について、総合的な観点での対応、見直しを行い、総人件費の抑制を行うこと。

② 総勤務時間縮減のための改善

総勤務時間の縮減を図るため、各部局、各所属で定めた目標の達成に向けて取り組んでいるところであり、引き続き事務事業の仕組み、やり方を点検し抜本的

な見直しに努めること。

(国所管法人等への支出について)

- 9 国の所管法人等に対する支出については、これまで必要な見直しを行い、金額に見合った便益があると判断したものについて予算措置をしてきたところであるが、費用対効果等の観点から、引き続き見直しを行うこと。

(新規事業に取り組む際のリスク対応)

- 10 新規事業については、「三重県危機管理実施手順」に示されている「新しい事業に取り組む際に予想されるリスク検討」に従い、事業の実施に際してのリスクとその適切な対応を十分検討した上で、予算要求すること。

(事業に伴う市町負担について)

- 11 事業実施に伴う市町負担については、そのあり方について、直轄事業負担金に対する国の動向や市町の意向等も踏まえ、今後の予算編成過程の中で検討していくこととする。

なお、市町負担を伴う新規事業等については、当該市町の財政状況等とも密接に関連するため、事業の計画にあたっては政策部市町行財政室の意見を十分聴き取つておくこと。

(国の予算等への対応)

- 12 予算の見積りにあたっては、国の予算編成や地方財政対策等に基づく制度改革の動向について的確に把握するとともに、各省庁に対し、政策提案型の予算要望を積極的に行うこと。

(後年度負担等の把握)

- 13 計画的な財政運営の確保に向けて、各事務事業の後年度負担を明らかにするよう努めること。特に、新たに人員や予算を必要とする事業（公共事業による施設の整備等を含む。）にあっては、将来の財政負担について十分な検討を加えるとともに、執行体制、管理運営方法等について、計画段階から関係部局等と十分な協議を行い、明確な方針を定めたうえ、要求すること。

(組織機構・定数調整方針との調整)

- 14 「平成23年度組織機構及び職員定数調整方針」に十分留意のうえ、予算要求を行うこと。

また、事業に伴い定数等の部局間調整が必要な場合は、あらかじめ総務部経営総務室と協議すること。

なお、予算編成と組織定数調整作業を連動させていくこととしており、留意すること。

(公社等の財政援助団体に対する指導の徹底)

15 県から出資、補助、貸付等を行っている団体については、簡素で効率的な経営を行い、県民へ質の高いサービスを提供できるよう団体自身の事務事業の見直し、整理合理化、経費の節減、自主財源の強化等を図り、県からの自主自立を促し、必要最小限の支援にとどめること。

特に、外郭団体については、統廃合等の改革を進めるとともに、団体への補助金、委託費等の予算要求にあたっては、「三重県外郭団体改革方針」（平成15年1月策定）に沿って行うこと。

第2 一般会計

1 歳入に関する事項

- (1) 県税収入については、国の税制改正の方向及び今後の経済動向等を勘案のうえ、的確な判断により見積もること。
- (2) 国庫支出金については、国の予算編成の動向を踏まえ、補助対象事業を精査のうえ、適正に見積もること。
なお、国庫補助負担金等に係る超過負担等については、その解消等を強く国に申し入れること。
- (3) 使用料及び手数料については、受益者負担の適正化を図る観点から、定期的に見直しを行うこと。
- (4) 財産収入については、利用計画のない財産について、積極的に売り払いの促進を図ること。
- (5) 見込みうる限りの収入を的確に把握し、極力增收を図ること。なお、本来収入されるべきものが収入未済となっている場合には、収納促進対策を講じ、適正な収入の確保を図ること。
- (6) 新たな収入源を開拓するために、印刷物有料化、広告収入などの積極的な活用を検討すること。また、行政内部の財源の掘り起こしや民間や財団が提供している助成金などの外部資金利活用など、様々な角度から検討し、多様な財源の確保を行うこと。

2 歳出に関する事項

(1) 普通建設事業については、

- ① 公共事業については、三重県公共事業総合推進本部の「平成23年度公共事業予算編成方針」に基づいて見積ること。
- ② 公共事業等の箇所選定にあたっては、他の事業との均衡や投資効果、優先度、事業進度を十分配慮のうえ対処すること。
- ③ 県単事業（補助金を含む。）については、公共事業等他事業との関連を考慮し、投資効果、緊急性を厳しく選択し、地域活性化の積極的支援など政策的効果の発揮に重点を置くこと。

(2) 出資金、貸付金については、その目的、効果、条件及び実績等制度全般にわたって見直しを行い、統廃合、縮小、サンセット方式の導入を図ること。

特に、収入未済額の多い貸付金については、民間資金が低金利状況であること踏まえて、制度の廃止も含めた見直しを行うこと。

なお、出資金については、他の出資者との均衡にも十分配慮すること。

(3) 県単独補助（負担）金については、社会経済情勢の変化、官と民、県と市町との役割分担、事業効果、補助率の適正化、公平性等の観点から抜本的な見直しを行い、厳しい財政状況も踏まえ、思い切った廃止、統合、縮小等を進め、行政のスリム化を図ること。

(4) 事業の受託にあたっては、これを漫然と受け入れることなく、事業内容、事業量と職員の処理能力とを勘案し、受託の適否を判断すること。

さらに、受託する場合は、原則として従事者的人件費、その他関連事務費等を含めた適正な受託額を確保すること。

(5) 債務負担行為については、将来の財政負担を義務づけるものであるので、新規に設定する場合には、事業規模、年割額等を十分検討し、後年度において過重な財政負担及び人員増を招かないよう留意すること。

なお、物品リース契約・業務委託等に係る債務負担行為については、平成12年10月30日付け予第237号「「物品リース契約・業務委託等に係る債務負担行為設定指針」について」によること。

第3 特別会計

特別会計については、法令上特に定めるものを除き、財源不足額を一般会計からの繰出金に依存することなく、運営の合理化、経費の節減に努め、收支の均衡を維持することを基本方針とし、上記の「第2一般会計」の考え方を準じて見積ること。

第4 企業会計

企業会計についても、上記の「第2一般会計」に準ずることとするが、地方公営企業法の趣旨に則り、経済性の発揮を基本とし、経営状況、今後の見通しについて十分な検討を行い、一般会計との間の負担区分を明確にし、予算の原案を作成すること。

第5 その他

- 1 見積書は、三重県予算調製及び執行規則により各記載項目について十分検討のうえ記入すること。

提出期限 平成22年11月19日（金）

提出部数 3部

なお、別紙様式による調書及び新規事務事業シートを添付すること。

- 2 県有施設の維持修繕費については、県土整備部営繕室において一括して見積ること。ただし、教育委員会、警察本部等並びに特別会計については、それぞれ見積ること。

新営改築費については、各部局において原案を作成し、県土整備部営繕室の技術的意見を聴取して見積ること。

- 3 情報化システム関連予算については、「情報システムの予算要求に係る基本方針」に留意し、情報システム審査委員会による審査を必ず経ること。なお、詳細については、別途、政策部情報政策室からの通知「情報システム関連に係る平成23年度当初予算予算要求前審査の実施について」を参照のこと。

- 4 物品、公共工事及び役務に係る予算の見積りにあたっては、「みえ・グリーン購入基本方針」及び「三重県リサイクル製品利用推進条例」を踏まえ、環境先進県として環境への配慮に努めること。

- 5 県有施設の整備や県公共工事の実施等に際しては、「県有施設等の県産材利用指針」を踏まえ、積極的な県産材の活用について取り組むこと。

- 6 新規事業については、防災危機管理部（窓口：危機管理総務室）に事業実施に際してのリスクとその対応について、説明を行うこと。

防災危機管理部は、危機管理の観点から当該新規事業にかかる意見を付して予算調整室へ提出すること。

なお、詳細については、別途、危機管理総務室からの通知「新しい事業に取り組む際に予想されるリスクとその対応について」を参照のこと。

7 各部局からの予算要求状況については、公表を行っていくものとすること。